令和2年度 川口市 行政評価外部評価委員会

資料

令和2年7月3日 川口市

目 次

1	行政評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	外部評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
3	外部評価の具体的な実施方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	実施計画事業評価調書について・・・・・・・・・・・・ 8	3
5	川口市行政評価外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 1	C
6	令和2年度外部評価スケジュール・・・・・・・・・・ 1	2
7	令和2年度外部評価対象事業について・・・・・・・・・ 1	3
8	川口市行政評価実施要綱・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
9	川口市行政評価外部評価委員会設置要綱・・・・・・・・・ 1	6

1 行政評価について

(1) 行政評価とは

行政評価とは、行政が実施している政策、施策及び事業の必要性、有効性、効率性等や目標達成度について、一定の基準や指標を用いて客観的に評価することで、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を実現するための1つの手段です。本市においても、効率的な行財政運営を推進するため、施策評価及び実施計画事業評価を実施しています。

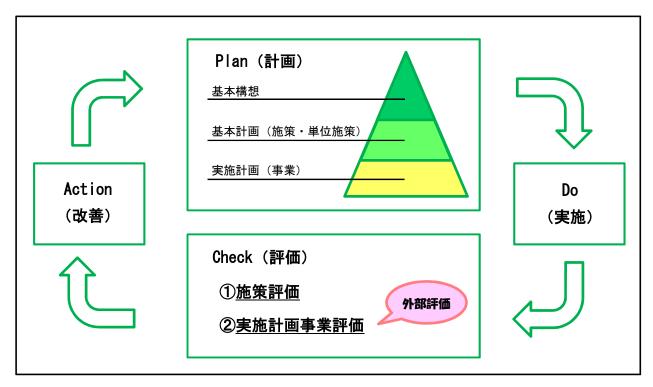
(2) 行政評価の目的

本市では、次の3つの項目を実現することを行政評価の目的としています。

- ア 効率的で質の高い行政の実現
- イ 成果重視の行政の推進
- ウ 市民に対する説明責任の履行

(3) 評価の方法

第5次川口市総合計画における基本計画の体系に基づき、施策及び実施計画事業(一部事業を除く)について、評価調書を用いて、職員自らが評価を行う自己評価を実施しています。



(4) 行政評価結果の公表

評価結果については、市政情報コーナー及びホームページで公表しています。

2 外部評価について

(1)外部評価とは

外部評価とは、市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価することで、 さらなる事業改善へつなげるものです。また、外部評価を実施することにより、行政 評価の客観性及び透明性を確保します。本市では、平成22年度から外部評価を実施し ています。

(2) 外部評価と予算の連携

本市の外部評価では、平成28年度から、外部評価結果(ご意見、アドバイス等)を 財政課と連携し、財政課における予算査定時の判断材料として活用しています。外部 評価結果を直接的に予算に結びつけることで、市役所内外の複合的な観点から、事業 実施の妥当性などを予算査定の中で判断していくことが可能となります。

【外部評価と予算の連携スケジュール】



(3) 外部評価対象事業について

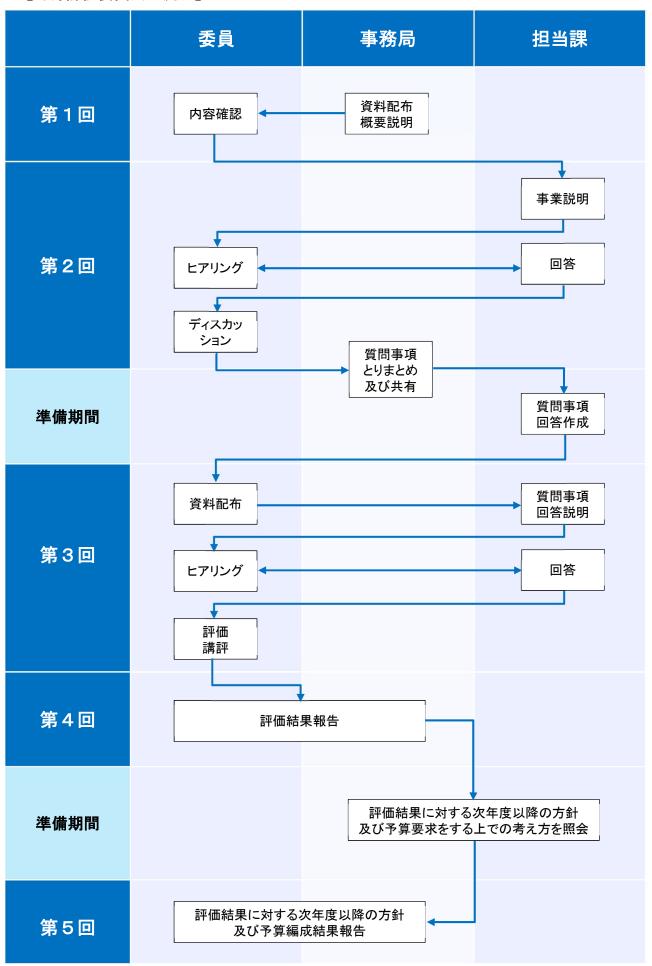
企画経営課及び財政課にて、行政評価対象事業の中から外部評価対象事業候補リストを作成し、そのリストを基に、企画財政部内にて対象事業を選出後、市長、副市長に相談した後、外部評価対象事業を決定しました。

(4) 外部評価委員会について

全5回の委員会を通して、評価を実施します。

行政評価外部評価委員は、市が実施した行政評価結果を用いて事業を評価するとと もに、行政評価制度の改善について意見を述べます。

※【外部評価委員会の流れ】



ア 第1回(全体会)

事務局から、外部評価委員会の概要説明及び資料を配布します。

イ 第2回(部 会)

各部会に分かれ、下表の流れでヒアリングやディスカッション等を行います。

項目	出席者	時間	具体的な内容
説明	委員/	概ね 25~30分	事業の概要、自己評価結果を説明。(事業担当課長)
ヒアリング	事業担当課		•質疑応答。
ディスカッション	ボル 委員 概ね 15 分		・ヒアリングを踏まえ、事業に関する問題や課 題等を議論。また、次回に確認したい事項、 資料を要望する事項等の整理。
次回に向けた 確認	委員/ 事業担当課	概ね 3 分	・次回に確認したい事項、資料を要望する事項 等の共有

^{※1}事業につき、概ね 45 分から 50 分を予定しています。

ウ 第3回(部 会)

各部会に分かれ、下表の流れでヒアリングや評価等を行います。

項目	出席者	時間	具体的な内容	
前回の振り返り	「回の振り返り 委員 概ね 5 分		・事務局より前回の内容を簡易的に説明。	
説明	委員/ 事業担当課	概ね 25~30分	・前回委員から質問のあった事項について説明。(事業担当課長)	
ヒアリング			・担当課の回答を基に質疑応答。	
評価		概ね 20 分	・委員は定量的評価と定性的評価を行い、その結果を事業評価シートに記入。	
評価の共有	安貝		20 分	委員 20分
講評	委員/ 事業担当課	概ね 3分	・部会長は事業担当課へ評価結果を発表し、 講評を行う。	

^{※1}事業につき、概ね55分から60分を予定しています。

工 第4回(全体会)

各部会での評価結果を共有します。また、行政評価制度の改善について意見を述べます。

才 第5回(全体会)

事務局から、外部評価対象事業についての予算編成結果を報告します。

3 外部評価の具体的な実施方法について

(1)評価の観点

評価は、次の6つの観点について、一定の基準に基づき数値によって評価する定量評価と、委員の皆さまのご意見やアドバイスを記載いただく定性評価を実施します。

	① 趣旨・目的及び達成手段【必要性・公平性】
	② 事業の効果【有効性】
評価の	③ 事業の効率化【効率性】(事業主体の代替可能性 等)
観点	④ 課題解決への取り組み(課題の把握、改善方策 等)
	⑤ 今後の事業の方向性【必要性】(事業の拡大・縮小、取組内容の充実 等)
	⑥ 事業全体を通した総合的な評価

	定量評価の選択肢					
4 適 正 適正な事業運営がなされている		適正な事業運営がなされている				
3	概ね適正	工夫や改善の余地があるが、概ね適正な事業運営が なされている				
2	改善の必要あり	概ねこのままの事業運営で差し支えないが、工夫や 改善が必要である				
1	抜本的見直し	抜本的に事業の運営を見直したほうがよい				

(2) 評価について

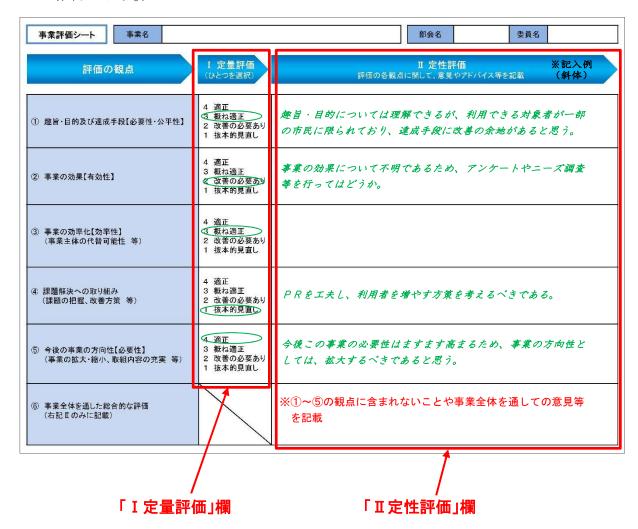
ア 質問シート

第2回(部会)にて使用いたします。評価の観点を意識しながら、担当課へ確認したい事項等を整理するために活用してください。(回収いたしますが、記載は必須ではありません。)



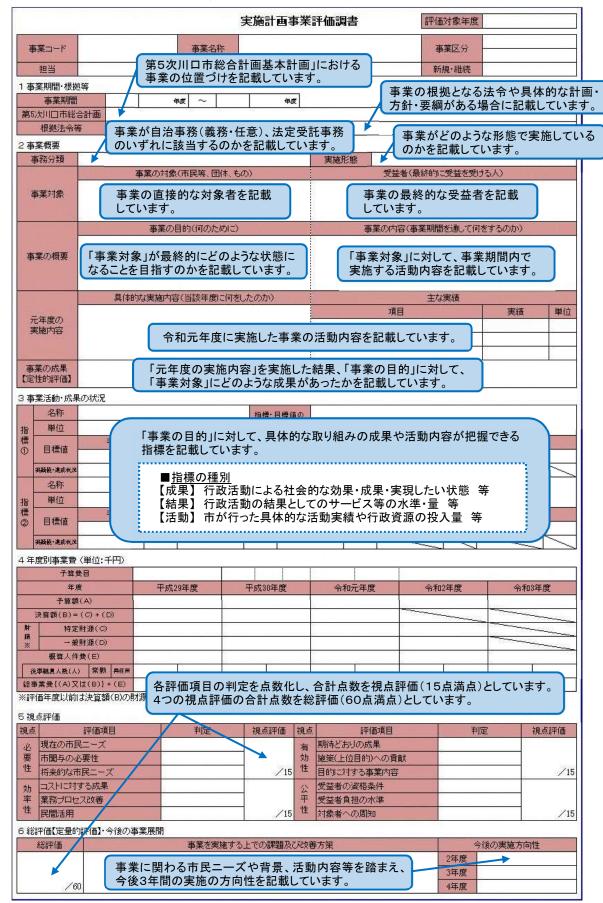
イ 事業評価シート

第3回(部会)にて使用いたします。「I 定量評価」欄については、評価の観点ごとに1つ選択してください。「II 定性評価」欄については、すべての項目について記載する必要はなく、委員ご自身の関心の高い項目のみ記載をお願いいたします。(シートは回収し、皆様に記載いただいた内容をまとめ、第4回委員会時に評価結果として報告します。)



4 実施計画事業評価調書について

(1) 実施計画事業評価調書の記載内容について



(2) 視点評価の選択肢及び配点について

	評価項目	判定	配点	判定基準	
		高かった	5		
	## a # D _ **	低かった	1	 当該事業によって市民に提供されるサー	
	現在の市民ニーズ	どちらともいえない	3	ビスに、市民ニーズがあったか	
		不明	1		
		高かった	5		
从曲丛	士明との必要性	低かった	1		
必要性	市関与の必要性	どちらともいえない	3	市が主体的に実施すべきであったか	
		不明	1		
		見込める	5		
	将来的な市民ニーズ	見込めない	1	 将来的にも市民ニーズはありそうか	
	特米的な印成ープ	どちらともいえない	3	特末的にも川氏――人はありてうか	
		不明	1		
		期待以上	5		
	期待どおりの成果	期待どおり	3	事業の成果は適正に測れていたか	
		期待以下	1		
		高かった	5		
有効性	 施策(上位目的)への貢献	低かった	1	施策の基本方針と当該事業の内容は、整	
有 <i>劝</i> 压	加泉(工位日的)、00頁版	どちらともいえない	3	合性が取れていたか	
		不明	1		
	目的に対する事業内容	適正	5	, ***	
		不適正	1	事業の目的に対して、評価年度の実施内容は適正であったか	
		不明	1	日18.00年(の)/こ/	
		高かった	5		
	コストに対する成果・	低かった	1	実施した内容及び成果が、投入したコス に見合っていたか	
		どちらともいえない	3		
		不明	1		
	業務プロセス改善	行った・既に行った	5		
効率性		検討した	3	業務プロセス改善に関する取り組みやこ	
初平江		行わなかった	1	夫は見られたか	
		改善の余地なし	除外		
		行った・既に行った	5		
	 民間活用	検討した	3	民間活用(民間企業やNPOなどへの委託やPFI/民営化など)の取り組みや工夫	
	KIRI/LI/II	行わなかった	1	は見られたか	
		改善の余地なし	除外		
		適正	5		
	受益者の資格条件	不適正	1	受益者が明確に定められているか	
		受益者なし	除外		
		適正	5		
	 受益者負担の水準	不適正	1	受益者負担金の水準について、適正化が	
公平性	◇皿 I 共正初小十	不明	1	図られているか	
		受益者なし	除外		
		十分行った	5		
	対象者への周知	行った	3	対象者・受益者に対する周知を行なった	
		足りなかった	2	か	
		行わなかった	1		

5 川口市行政評価外部評価委員会委員名簿

〔任期:令和2年7月3日~令和5年3月31日〕

役	職	氏 名	備考	
委	員	^{いしかわ ひさし} 石川 久	元 淑徳大学コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科 教授	学識経験者
委	員	さとう きみとし 佐藤 公俊	高崎経済大学地域政策学部 地域政策学科 教授	学識経験者
委	員	たかだ あきこ 高田 明子	高田明子税理士事務所	有識者
委	員	たかとく ひさよし 高徳 尚慶	株式会社東武鉄工所 代表取締役	有識者
委	員	たなか ひろあき 田中 宏明	タナカエステート株式会社	有識者
委	員	とみた のりゅき 冨田 則行	富田則行会計事務所	有識者
委	員	原浩治	株式会社原自動車工作所 代表取締役	有識者
委	員	ょしむら ひでひこ 吉村 英彦	吉村工業株式会社 代表取締役会長	有識者
委	員	じょうもり しげみ 城守 茂美	公募市民	公募市民
委	員	^{いながき} 稲垣 まさみ	公募市民	公募市民

[敬称略]

<令和2年度外部評価委員会部会別名簿>

【第一部会】

	氏 名	所属等	要綱第4条2項に基づく区分
部会長	石川 久	元 淑徳大学コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科 教授	学識経験者
	高田明子	高田明子税理士事務所	有識者
	髙徳 尚慶	株式会社東武鉄工所 代表取締役	有識者
	吉村 英彦	吉村工業株式会社 代表取締役会長	有識者
	稲垣 まさみ	公募市民	公募市民

【第二部会】

	氏 名	所属等	要綱第4条2項に基づく区分
部会長	佐藤 公俊	高崎経済大学地域政策学部 地域政策学科 教授	学識経験者
	田中 宏明	タナカエステート株式会社	有識者
	冨田 則行	富田則行会計事務所	有識者
	原浩治	株式会社原自動車工作所 代表取締役	有識者
	城守 茂美	公募市民	公募市民

〔敬称略〕

<事務局>

早川 英雄	企画財政部長		
藤田 泰司	企画財政部	企画経営課	課長
竹田 暢之		同	課長補佐兼行革推進係長
田中恵子		同	主査
秋山 貴宏		同	主査
菅原 史江		同	主任
菊池 真樹子		同	主事

6 令和2年度外部評価スケジュール

項目		日時	内容
外部評価委 (第1回)		7月3日(金)13時30分 第一本庁舎6階 601大会議室	外部評価委員会の概要及び評価対象事業について説明(事務局)
外部評価委員会	第一部会	7月13日(月)13時30分 第一本庁舎6階 601大会議室	ヒ ア リ 事業の概要説明、質疑応答(委員及び事業担当課) ン ディスカッション(委員同士)
(第2回)	第二部会	7月10日(金)13時30分 第一本庁舎6階 601大会議室	グ 次回に確認したい事項、資料を要望する事項等の共 1 有(委員及び事業担当課) 日 目
資料の準備。 質問票の回答		7~8月	委員より要望のあった資料の準備 委員からの質問・意見に対する回答を、事業担当課に おいて作成し、企画経営課にて取りまとめの後、委員 に回答。
外部評価委員会	第一部会	8月24日(月)13時30分 第一本庁舎6階 601大会議室	ヒ ア 前回の振り返り(事務局) リ 回答を基にしたヒアリング(委員及び事業担当課) ン 評価及び評価結果の共有(委員同士)
(第3回)	第二部会	8月20日(木)13時30分 第一本庁舎6階 601大会議室	グ 講評 (委員及び事業担当課) 2 日 日 ※地方創生推進交付金についての効果検証(仮) 目
外部評価委		10月9日(金)13時30分 第一本庁舎6階 601大会議室	部会ごとの評価結果の報告。 行政評価制度についての意見交換。
報告書作	成	10~11月	行政評価結果報告書を企画経営課にて作成。
		11月下旬(予定)	市長へ報告。
報告等		12月上旬(予定)	議会へ報告。
		12月中旬(予定)	市民へ公表。
今後の対応方針 検討・回答(!		10月(予定)	外部評価委員からの評価コメント等に対する今後の対応方針等を事業担当課で検討。 検討結果を基に、事業担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめる。
令和2年度予算要求する上 での考え方(照会)			予算要求をする上での考え方を照会。 事業担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまと めの上、財政課と共有を図る。
昨年度実施した外部評価 事業の取り組み状況に ついて(照会)		10月(予定)	昨年度に回答した外部評価委員からの評価コメント等に対する対応方針等の現在の取り組み状況について、事業担当課に照会。 事業担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめの上、財政課と共有を図る。
外部評価委員会 (第5回)		2月(予定)	評価コメントに対する対応方針並びに予算要求時の考 え方を含めた次年度の予算編成結果を報告。

7 令和2年度外部評価対象事業について

	枠	事業名	担当課
	1	クリーン推進員事業	資源循環課
第一部会	2	文化財センター施設運営費	文化財課
	2	郷土資料館施設運営費	义11.知 誄
	1	商店街活性化事業	産業振興課
第二部会	2	中学校・高等学校運動指導者派遣事業	スポーツ課
	(部活動指導員配置事業	指導課

○川口市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市自治基本条例(平成21年3月26日 条例第6号)第 26条に基づき、行政評価の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 行政評価は、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。
 - (1) 効率的で質の高い行政の実現
 - (2) 成果重視の行政の推進
 - (3) 市民に対する説明責任の履行

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 政策 川口市総合計画基本計画で定める市政の各分野における基本的な方針をいう。
 - (2) 施策 政策を実現するための個々の具体的な方策をいう。
 - (3) 事務事業 施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業をいう。
 - (4) 行政評価 市が実施している政策、施策及び事務事業の有効性や効率性、達成度などを、一定の基準や指標を用いて客観的に評価することをいう。

(基本方針)

- 第4条 行政評価は、本市で取り組んでいる様々な改革手法と連携を図りながら、常に行政活動の改善に努めるための仕組みの一つとして位置付ける。
- 2 総合計画に基づく様々な行政活動の過程や、事業の効率性及び効果に関する評価 結果を市民に対して公表し、情報の共有化を図る仕組みとして活用する。
- 3 計画、予算及び評価が相互に連動したシステムの構築を目指す。

(評価の実施)

- 第5条 政策及び施策は、目標達成度について評価を実施するものとする。
- 2 事務事業は、必要性、有効性、効率性その他必要な観点から、評価を実施するものとする。

(外部評価)

- 第6条 市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価するため、川口市行政評価外部評価委員会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の公表)

第7条 行政評価の結果については、市民にわかりやすい方法により公表するものと する。

(市民意見の反映)

第8条 行政評価の方法、結果その他の事項について、市民から意見があったときは、 その意見を行政評価へ反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 行政評価に関する庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に 市長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

○川口市行政評価外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、川口市行政評価実施要綱第6条の規定に基づき、川口市行政評価外部評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価を行う。
 - (2) 行政評価制度の改善について、意見を述べる。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 有識者
 - (3) 公募市民
- 3 委員の任期は3年とする。
- 4 再任については、これを妨げない。ただし、公募市民は原則再任を認めないが、 公募により適任者が選任されなかった場合及び引き続き同一の委員が実施する必 要がある場合などは、この限りではない。
- 5 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の 任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、そ の意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合、 部会に部会長を置き、原則として第4条第2項に定める学識経験者がこれにあたる。

(報償)

第7条 委員には報償として、一回あたり7,200円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置及び運用に関し必要な事項は、 別に市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

(平成22年度において委嘱する委員の任期の特例)

2 平成22年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にか かわらず、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(平成26年度において委嘱する委員の任期の特例)

3 平成26年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(施行期日)

4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成29年度において委嘱する委員の任期の特例)

5 平成29年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にか かわらず、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(令和2年度において委嘱する委員の任期の特例)

6 令和2年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかか わらず、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。